

稲美町小規模修繕工事参加申込の受付について

小規模修繕工事参加申込の受付を下記のとおり行いますので、小規模修繕工事の見積り合わせに参加を希望される方は申請してください。

1. 申込みができない者

- (1) 稲美町外に本店を置く者
- (2) 契約を締結する能力を有しない者（契約締結のために必要な同意を得ている被補助人、被保佐人又は未成年者を除く。）及び破産者で復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- (5) 営業に関し、法律上、登録又は許認可の必要な場合において、その登録又は許認可を受けていない者及び登録又は許認可を取り消された者
- (6) 国税（法人税又は所得税・消費税及び地方消費税）、町税を滞納している者
- (7) 申込書及び添付書類に虚偽の事項を記載した者

2. 申込書類の配付

申請書類は町のホームページより取得してください。

3. 受 付

- (1) 期 間 随時受付とします。
- (2) 提出方法 メール (soumu@town.hyogo-inami.lg.jp)
- (3) 提出先 稲美町役場総務課財務係

4. 有 効 期 間

申請日の属する日の翌月の1日から建設工事の入札参加資格有効期間まで

ただし、営業に関し法律上登録又は許認可の必要な場合において、その登録又は許認可を取り消されたとき及び登録又は許認可の更新を受けなかったときは、資格を喪失します。

5. 申請書類一覧

(○必要 △該当者のみ ×必要としない)

内 容		法人	個人			
1	稲美町小規模修繕 参加資格審査申請書	○	○			
2	建設業許可通知書又は許可証明書	△	△			
3	履歴事項全部証明書 ※注①	○	×			
4	住民票抄本 ※注①	×	○			
5	代表者身分証明書 ※注①、※注②	×	○			
6	納税証明書(課税のない方も提出が必要です。) ※注①	国税	法人税	法人は納税証明書(その3の3) 個人は納税証明書(その3の2) 様式に限る ※注③	○	×
			所得税		×	○
			消費税及び地方消費税		○	○
		町税	稲美町町税収納状況確認承諾書(指定様式)		○	○
7	誓約書(指定用紙)	○	○			
8	委任状(指定様式)	受任者をおく場合				
9	事業所確認書(指定用紙)	○	○			
10	建設業許可申請 ※当該受任者の支店、営業所等が建設業法第3条の営業所であることがわかる書類	受任者をおく場合				
11	使用印鑑届	○	○			
12	実績調書(指定様式・任意様式どちらでも可)	○	○			

※注① 証明書類は、**申請日の3か月前以降に発行されたもの**とし、鮮明なものを提出してください。

※注② 代表者身分証明書は本籍地の役所または役場で証明を受けてください。

※注③ 国税の納税証明書は納税地の所轄税務署で受けてください。

6. 問い合わせ先

稲美町経営政策部総務課財務係 Tel.079-492-9131(直通)

受付時間：平日の午前8時30分から午後5時15分まで(午後0時から午後1時を除く)

※上記の「平日」とは、稲美町の休日を定める条例(平成元年7月29日条例第17号)第2条に定める町の休日以外の日を指します。